

四 内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年内閣府令第二十一号）

改正案		現行	
別表第一（第三条関係）		別表第一（第三条関係）	
（略）	（略）	（略）	（略）
証券取引所及び証券取引所持株会社に 関する内閣府令（昭和二十八年大蔵省令 第七十六号）	（略）	証券取引所及び証券取引所持株会社に 関する内閣府令（昭和二十八年大蔵省令 第七十六号）	（略）
証券会社の行為規制等に関する内閣府 令（昭和四十年大蔵省令第六十号）	第四条第十八号	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）
資産の流動化に関する法律（平成十年法 律第百五号）	（略）	資産の流動化に関する法律（平成十年法 律第百五号）	（略）
金融機関の証券業務に関する内閣府令 （平成十年 総理府 大蔵省 令第三十五号）	第二十一条第十二号	（新設）	（新設）
外国証券業者に関する内閣府令（平成十 年 総理府 大蔵省 令第三十七号）	第二十四条第二十項に おいて準用する証券会 社の行為規制等に関する	外国証券業者に関する内閣府令（平成十 年 総理府大蔵省令第三十七号）	第三十八条において準 用する証券会社の自己 資本規制に関する内閣

証券取引所及び証券取引所持株会社に 関する内閣府令 証券会社の行為規制等に関する内閣府 令	(略)	(略)	別表第三(第五条関係)	(略)	(略)	(略)	内閣府令第四条第十 八号並びに第三十八号 において準用する証券 会社の自己資本規制に 関する内閣府令(平成十 三年内閣府令第二十三 号)第八条第五項、第九 条第三項(第二号に係る 部分に限る。)、第十一 条第二項及び第十五条第 三項(第八号に係る部分 に限る。) (略)
							(略)
証券取引所及び証券取引所持株会社に 関する内閣府令 (新設)	(略)	(略)	別表第三(第五条関係)	(略)	(略)	(略)	府令(平成十三年内閣府 令第二十三号)第八条第 五項、第九条第三項(第 二号に係る部分に限 る。)、第十一条第二項及 び第十五条第三項(第八 号に係る部分に限る。) (略)
							(新設)

<p>(略)</p>	<p>資産の流動化に関する法律 金融機関の証券業務に関する内閣府令 外国証券業者に関する内閣府令</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>第二十一条第十二号 第二十四条第二十項に おいて準用する証券会 社の行為規制等に関す る内閣府令第四条第十 八号並びに第三十八号 において準用する証券 会社の自己資本規制に 関する内閣府令第八条 第五項、第九条第三項 (第二号に係る部分に 限る。)及び第十五条第 三項(第八号に係る部分 に限る。)</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>資産の流動化に関する法律 (新設) 外国証券業者に関する内閣府令</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(新設) 第三十八条において準 用する証券会社の自己 資本規制に関する内閣 府令第八条第五項、第九 条第三項(第二号に係 る部分に限る。)及び第十 五条第三項(第八号に係 る部分に限る。)</p>	<p>(略)</p>